

長浜市訓令第 39 号

長浜市生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務及び長浜市生活困窮者等居住支援業務
プロポーザル選定委員会設置規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 22 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務及び長浜市生活困窮者等居住支援
業務プロポーザル選定委員会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長浜市生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務及び長浜市生活困窮者等居住支援業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、本業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務及び長浜市生活困窮者等居住支援業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「プロポーザル方式」とは、委託する業務の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画提案書の提出を受け、当該委託業務の履行に最も適した事業者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する方式をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 企画提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 6 人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 健康福祉部次長
- (2) 健康福祉部社会福祉課長
- (3) 健康福祉部しょうがい福祉課職員
- (4) 健康福祉部こども家庭支援課職員
- (5) 健康福祉部長寿推進課職員
- (6) 産業観光部商工振興課職員

3 委員の任期は、任命の日から本業務の契約の締結の日までとする。
(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は健康福祉部社会福祉課長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることはできない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年7月31日から施行し、本業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

(長浜市生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務及び長浜市生活困窮者等一時生活支援業務プロポーザル選定委員会設置規程の廃止)

2 長浜市生活困窮者等就労支援・就労準備支援業務及び長浜市生活困窮者等一時生活支援業務プロポーザル選定委員会設置規程（令和2年長浜市訓令第15号）は、廃止する。